

小平町小規模事業者等経営持続化支援金のご案内

新型コロナウイルス感染拡大により、影響を受けている町内の小規模事業者等の事業継続を支えるため、事業全般に広く使える小平町小規模事業者等経営持続化支援金を次のとおり支給します。

■対象者

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条1項各号に規定する方であって、町内に本店を有する法人または、主たる事業所を有する個人で、営業の実体がある方（商工業者等）
- ②町内で農林水産業を営んでいる方
- ③支給対象者に町税等の滞納がない方
- ④上記対象者で、次年度以降も事業を継続する方

■支給金額

1件当たり10万円

■申請方法

経済課へ下記の書類を提出してください。

- ①支給申請書および確約書（町ホームページでダウンロード可能なほか、経済課、各支所、小平町商工会、るもい農業協同組合小平支所、新星マリン漁業協同組合本所・鬼鹿支所に備え付けています）
- ②個人事業者→令和2年分確定申告書第一表（控え）の写し
法人事業者→直前の事業年度の確定申告書別表一（控え）の写し
新規事業者→個人事業の開業届出書の写しまたは法人設立届書の写し
- ③払込口座確認書類（預金通帳等の写し）
- ④その他町長が必要と認める書類

■申請期間

令和3年11月1日～令和3年11月30日（消印有効）

◎問い合わせ先

農業者以外→経済課商工水産係（内線222・223） 農業者の方→経済課農林係（内線224・225）

新生活スタイル応援商品券を配布します！

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ町内消費を回復するため、「新生活スタイル応援商品券」を全町民に配布し消費喚起を支援します。

■対象者

令和3年10月13日時点において、小平町の住民基本台帳に登録のある方

■配布期間

12月上旬以降準備が出来次第郵送します。（世帯分を世帯主に郵送いたします）

■商品券の額

商品券の額は1人当たり5千円（1枚500円の商品券10枚を1人分とします）

◎問い合わせ先 経済課商工水産係（内線222・223）

アライグマ捕獲従事者講習会の開催について

農作物の被害を引き起こしているアライグマの防除を行う従事者認定の講習会を開催いたします。アライグマは、狩猟免許を持っていなくてもこの捕獲従事者講習会を受講することにより、特定外来生物法に基づき捕獲を行うことができますので、受講希望者は下記のとおり申し込みをお願いいたします。

■講習日

令和3年11月19日（金）15:00～

■内容

- *アライグマに関する基礎知識
- *わなの設置方法および処分方法

■申し込み

11月17日（水）までに経済課農林係または各支所に備え付けている申込書に必要事項を記入し、提出してください。

※電話での受付も可能です。

※過去に講習を受けアライグマの防除を行っている方は、今回受講する必要はございませんが受講することも可能です。

◎問い合わせ先 経済課農林係（内線224・225）